平成２５年（フ）第５６１号
福岡県宗像市赤間駅前１丁目９番１―503号
債務者　松尾　　潤
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３１２号
佐賀県佐賀市川副町大字早津江津172番地１
債務者　西村　千恵
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺981番地１　国分レジデンスＢ101
債務者　堀内　日智（旧姓安倉）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
佐賀県佐賀市田代２丁目12番15号
債務者　高柳　健二
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９１号
佐賀県佐賀市開成１丁目６番111―51号
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４４号
沖縄県那覇市寄宮２丁目21番11号　２階
債務者　仲村渠さおり
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１９号
千葉県館山市上真倉2296番地の１　真倉住宅２棟101号
債務者　宮　　訓子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第２０号
千葉県南房総市岩糸1844番地
債務者　庄司　隼也
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第５４号
山梨県中央市布施3493番地１　エトワール樋口Ｂ202号室
債務者　石原美穂子（旧姓川上）こと　王　娜
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
山梨県甲府市中央４丁目９番７号
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７１号
山梨県甲府市中央４丁目９番７号
債務者　山本　憲生
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８０号
山梨県笛吹市石和町今井279番地　ハイツ平成107号室
債務者　篠原惠美子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
山梨県中央市布施2740番地１　甲田住宅Ｋ―11号
債務者　丹澤　直也
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
山梨県中央市布施2740番地１　甲田住宅Ｋ―11号
債務者　丹澤真佐子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
熊本市西区池田１丁目１番55号　ＵＵ京町台205号室
債務者　坂田　一房
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２号
岐阜県羽島郡笠松町門間1853番地の１　Ｋ’Ｓ　ＨＯＵＳＥ　Ｂ202
債務者　石原ひろみ（旧姓山端）
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０５８号
神戸市兵庫区荒田町１丁目19番１号
債務者　田井　麗子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部